

資格確認書・資格情報のお知らせを送付します

国民健康保険に関するお知らせ



7月中に各世帯主宛てに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。

マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をお持ちの人は、現在お持ちの「資格情報のお知らせ」をご使用ください。ただし、次の人には新しい「資格情報のお知らせ」を送付します。

- 70〜74歳の人
 - 有効期限が記載されている人
 - 負担割合が変更になる人
- マイナ保険証をお持ちでない人には、「資格確認書(紫色)」をお送りします。

現在の資格確認書(青色)は、8月1日以降は使用できません。保険室へ返却するか、破棄してください。

新しい資格確認書・資格情報のお知らせが届いたら

記載内容に誤りがないか、また70〜74歳までの人は、負担割合が記載されているか確認して

ください。

なお、退職や就職、転入・転出などによる国保の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

社会保険加入による国保離脱は、左記の二次元バーコードから申請できます。



▲国保離脱の手続きはこちらから

▼申請・問い合わせ先
住民課 保険室

☎ 26・2249 (直通)

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業 よしおか生活応援プレミアム商品券販売中



1冊5,000円での購入で1万円分の利用ができるプレミアム率100%の商品券を販売しています。

本事業は1人1冊を上限に販売中ですが、今後の販売状況によつては販売期間終了(9月末)の前に追加販売を実施する可能性があります。実施の可否、時期、方法は今後お知らせします。

未購入(1回目)の人は、お早めの購入をお願いします。

販売場所・期間

吉岡町商工会
9月30日(水)まで
(土・日・祝除く、午前9時〜午後5時)

※販売状況により期間が短くなる場合があります。

使用期間

10月31日(土)まで

購入方法

次のものを販売場所に持参してください。

購入引換券(はがき)記載の世帯員による購入の場合

● 購入引換券(3月下旬に世帯主宛に発送済)

● 現金(紙幣)

● 全購入者の身分証明書(写し可。顔写真なしの場合は2種類必要です。)

代理人による購入(購入引換券に記載のない人)の場合

追加で左記もご用意ください。

● 全委任者が記載済みの委任状

● 代理人の身分証明書

※委任状は事前に産業観光課窓口または町ホームページにて受領してください。

▼町内事業所様へ



▲詳しくは町ホームページをご覧ください

▼問い合わせ先

産業観光課 産業振興室

☎ 26・2280

空き家を保有する人へ

老朽危険空家除却支援事業補助金

老朽化により倒壊などの恐れのある空き家を「老朽危険空家」と認定し除去工事を補助します。

▼対象

町内に老朽危険空家を所有する個人またはその法定相続人

▼募集戸数

1戸(先着)

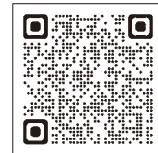
▼補助金額

除却工費の5分の4(上限額50万円)

▼申請期限

11月30日(日)

※申請は開庁時間に限りません。



▲詳しくは町ホームページをご覧ください

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

危険なブロック塀はありませんか？

吉岡町ブロック塀等除却補助金

ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却費を一部補助します。

※ブロック塀を新たに造る工事は補助金対象外です。

▼補助対象となるブロック塀

国、県、町が管理する道路のうち緊急輸送道路または小学校指定通学路沿いにあるもの

※詳しい対象条件についてはお問い合わせください

お問い合わせください。

▼補助金額

1m当たり2万円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

▼申請期限

12月28日(日)

※申請は開庁時間に限りません。

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

定例教育委員会の傍聴

- 日時 6月17日(水) 9:00～
- 場所 町文化センター2階研修室
- 定員 先着8人

※当日直接会場へお越しください。なお、日時が変更になる場合があります。



▲町ホームページ

教育委員会事務局 教育総務室
 (問い合わせ先) ☎26-2285

無料税務相談(要事前予約)

- 期日 7月7日(火)
- 時間 13:30～16:00
- 場所 役場2階 第1会議室
- 問い合わせ先
 税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)



※相談時間については30分を目安に受け付けさせていただきますが、相談内容により時間が前後する場合があります。

ブロック塀の安全点検をしましょう

ブロック塀が老朽化してひびや傾きは出ていませんか。定期的に点検を行いましょ。

▶詳しくは、町ホームページをご確認ください。

問い合わせ先

建設課 都市建設室 ☎26-2278

水路に草やごみなどを流さないでください

草刈りの季節になりました。水路への草やごみの流入は、氾濫被害や断水の原因となり、近隣住民や農業者に多大な迷惑をかけてしまいます。水路を詰まらせないよう十分注意してください。

問い合わせ先

建設課 用地管理室
 ☎26-2279(直通)



まちな花



まちな鳥